

財 関 第 4 0 9 号  
平成 19 年 3 月 30 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 青山 幸恭

指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬食品局長から依頼があったので、平成 19 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

薬食発第 0228010 号  
平成 19 年 2 月 28 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）の施行により、薬事法の一部を改正する法律による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 4 項に規定する指定薬物については、同法第 7 6 条の 4 に規定する医療等の用途以外の用途に供するための輸入が禁止されることとなります。このため、医療等の用途に供するための指定薬物の通関の際における取扱いについて、別添「薬事法に係る指定薬物の通関の際における取扱要領」によることとし、平成 19 年 4 月 1 日から実施することとしましたので、特段の御配慮をお願いします。

## 別添

### 薬事法に係る指定薬物の通関の際における取扱要領

#### 1 用語の定義

##### (1) 指定薬物

本要領で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和23年法律第124号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和29年法律第71号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

具体的な指定薬物は、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）第1条に規定されている。

##### (2) 医療等の用途

本要領で「医療等の用途」とは、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるものをいう。

具体的な医療等の用途は、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）第2条に規定されている。

##### (3) 輸入者

本要領で「輸入者」とは、指定薬物を輸入しようとする者をいう。

#### 2 税関への確認依頼事項

輸入者が指定薬物の輸入申告に際し税関に提出又は提示を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、厚生労働省において当該指定薬物が医療等の用途に供するためのものであることの確認がなされた輸入指定薬物用途誓約書（別紙様式）の確認によるものとする。

#### 3 その他

上記2の税関における確認に当たり、薬事法に違反する疑いがあると認められるとき又は疑義が生じたときには、その都度税関より厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あて照会されたい。

輸入指定薬物用途誓約書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） \_\_\_\_\_ 印  
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） \_\_\_\_\_

営業所の名称 \_\_\_\_\_  
同所在地 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_ 電話（ ） \_\_\_\_\_

今般、輸入する指定薬物については以下のとおりであり、これ以外の用途に供することがないことを誓約いたします。

品名	数量	指定薬物の名称	指定薬物としての数量
指定薬物の用途			
輸入する理由			
製造業者名及び国名			
輸入予定期間			
厚生労働省 確認欄	特記事項  厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課  印		

- (注) 1. 「品名」「数量」「指定薬物名称」「指定薬物としての数量」の各欄に書ききれない場合は別紙に記載の上添付すること。  
2. この誓約書は正副2通作成すること。  
3. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。